

令和7年度（区民個人向け及び分譲マンション共用部向け）

目黒区住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成

利 用 の 手 引 き

「契約に関するご注意」

悪質な事業者にご注意ください。複数の事業者から見積を取ることをお勧めします。

1 留意事項:必ずお読みください。

- **申請受付期間** 令和7年6月1日から令和8年1月9日まで(必着)
受付は先着順です。予算額に達し次第、受付を終了します。
 - **対象設置期間** 令和7年1月1日から令和8年1月9日までに設置引渡しが完了した設備
今年度から設置後の申請となります。
 - エコ住宅※1は、対象期間と手続き内容が異なります。→別紙「目黒区エコ住宅助成のご案内」をご覧ください。
 - エコ住宅※1を申請する(過去にエコ住宅で助成を受けた)場合は、他の設備の申請はできません。
- ※1 東京ゼロエミ住宅及び戸建住宅 ZEH 化等支援事業

2 助成対象設備(助成金額の上限※要件等は P6～8でご確認ください)

- ① 太陽光発電システム(上限15万円)
- ② 家庭用蓄電システム(上限7万円)
- ③ 家庭用燃料電池システム<エネファーム>(上限7万円)
- ④ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器<エコキュート>(上限5万円)
- ⑤ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)(上限5万円)
- ⑥ 分譲マンション共用部LED照明(上限10万円)
- ⑦ エコ住宅※1(30万円)→別紙「目黒区エコ住宅助成のご案内」をご覧ください。



区公式ウェブサイトはこちら

3 申請について

インターネットによるオンライン申請となりました。区公式ウェブサイトで詳細をご確認の上、申請してください。
(区公式ウェブサイトから検索する場合は、トップページの検索ページ ID に 4561 を入力してください)

- 目黒区環境清掃部環境保全課温暖化対策係 TEL 03-5722-9034(平日 8:30～17:00)
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎6F

4 他の省エネ設備等の助成に係る問い合わせ先

- **目黒区**の住宅リフォーム助成:断熱(内窓・断熱窓等・断熱材施工)、ビルトイン型食洗器、節水型トイレなど
目黒区都市整備部住宅課居住支援係 TEL 03-5722-9878(平日 8:30～17:00)
- **東京都**の助成 クール・ネット東京 <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy>
【環境関連の東京都補助金 ワンストップ相談窓口】 TEL 03-5990-5236(平日 9:00～17:00)
- **国**の助成 環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/> (電話番号は各事業によって異なります)

～ 事前に申請対象者の要件を必ずご確認ください ～

START あなたは次の A 又は B ですか？

はい
いいえ

A. 目黒区民であり区民税の滞納がない。
又は目黒区内に転居予定である。

B. 区内分譲マンションの管理組合(理事長)

①設備の設置場所に居住している、又は
居住する予定ですか？

①設備の設置場所はマンションの共用部ですか？

②過去に同一種類の対象設備について目黒区の助成を受けたことは無いですか？(同一世帯内含む)

③過去に目黒区のエコ住宅の助成を受けたことは無いですか？(同一世帯内含む)

④対象設備は新品で、購入者は申請者ご自身ですか？

⑤対象設備の設置引渡しは、対象期間内(令和7年1月1日から令和8年1月9日まで)ですか？

⑥都や国の補助金と併用する場合、補助金額の合計が対象設備の設置費用を超えていませんか？

申請対象者です

申請対象外です(申請できません)

区分	申請対象者の要件
A と B 共通	(1) 新品の助成対象設備の購入費用をご自身(A 又は B)で負担した方で、申請に必要な書類を不備なく提出できる方。 (2) 過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けていない方で、同じ世帯にも過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けた方がいない方。 (3) 提出期限までに設置報告書と必要な添付書類の提出をできる方。
A. 区民	<u>区内の個人住宅に居住し、当該住宅に対象設備を購入し使用する方又はその敷地内に対象設備を設置した方</u> (1) 目黒区内に、ご自身が居住又は設置報告書提出期限までに居住する方で、その住宅に助成対象設備を自ら利用する目的で設置、又は施工した方。 (2) 前年度の区民税に滞納がない方。
B. 分譲マンション管理組合	<u>区内の集合住宅の管理者又は管理組合(建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)に定める管理者又は管理組合法人)で、集合住宅の共用部に対象設備を購入し、使用する方又はその敷地内の共用部に対象設備を設置した方</u> (1) 目黒区内に所在する、区分所有者の一人以上が居住している集合住宅に、当該区分所有者全員の共有に属する助成対象設備を設置し、又は施工した方。

～ 設備の要件を下記掲載ページでご確認ください ～

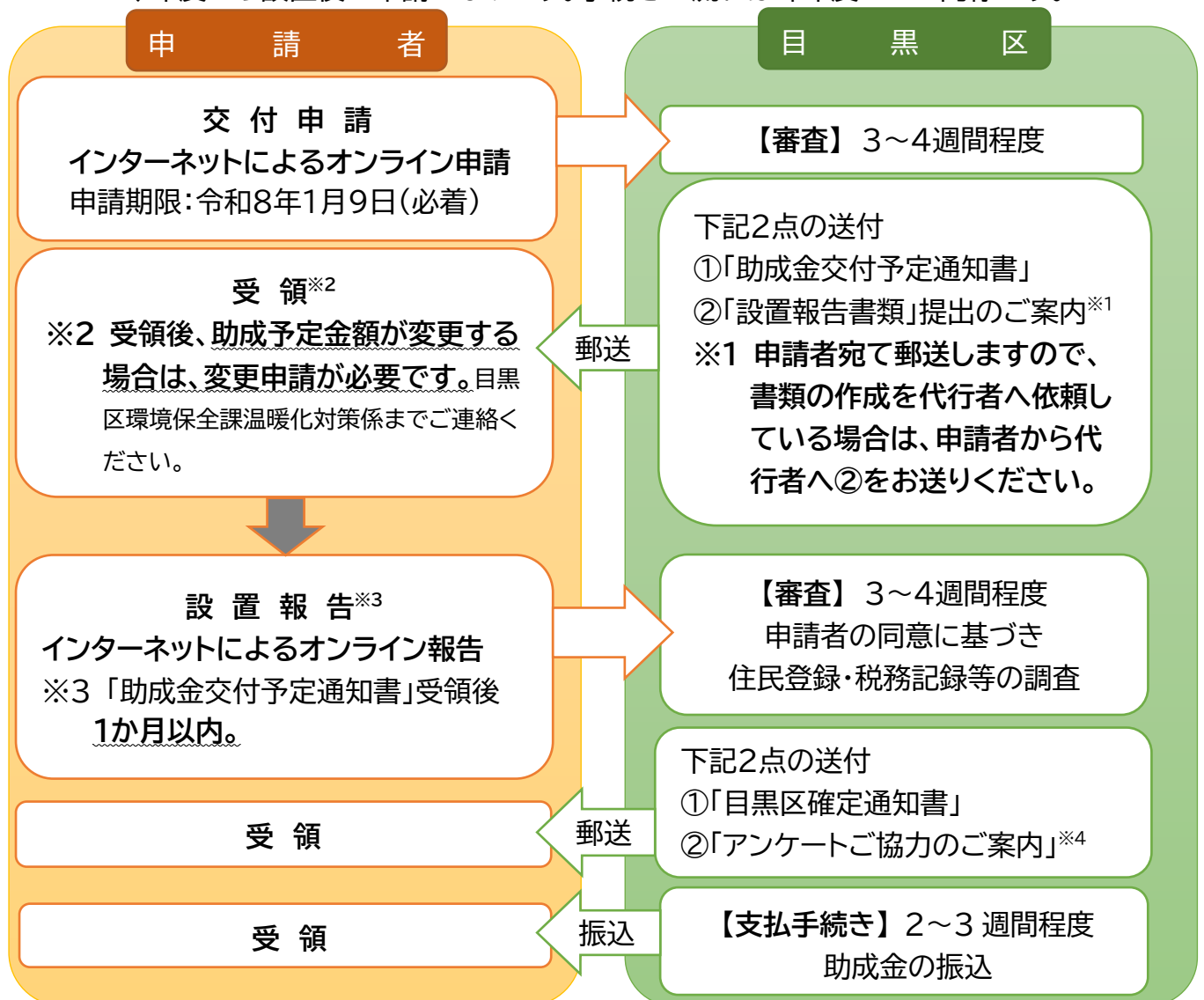
助成対象設備	A.区民	B.分譲マンション管理組合	掲載ページ
①太陽光発電システム	○	○	P6
②家庭用蓄電システム	○	○	P6
③家庭用燃料電池システム<エネファーム>	○	○	P7
④CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器<エコキュート>	○	○	P7
⑤ハイブリッド給湯器	○	○	P7
⑥分譲マンション共用部LED照明 (既設 LED 照明の場合は助成対象となりません)	—	○	P8

⑦ エコ住宅→別紙「目黒区エコ住宅助成のご案内」をご覧ください。

エコ住宅を申請する(過去にエコ住宅で助成を受けた)場合は、他の設備の申請はできません。

～ 手続きの流れ ～

今年度から設置後の申請となります。手続きの流れは昨年度までと同様です。

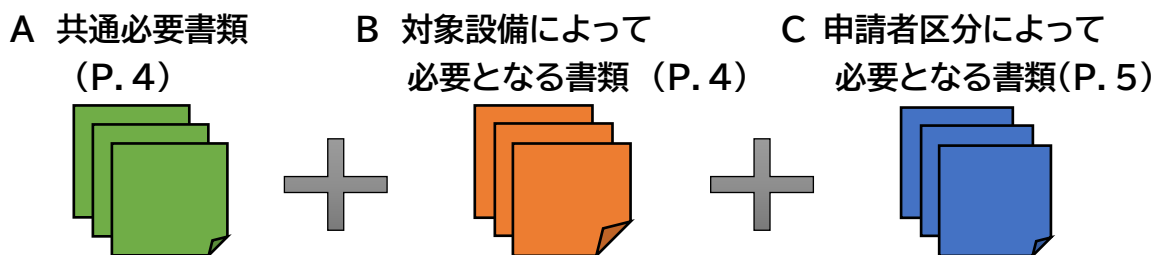


※4 本助成金の交付者には、対象設備設置後の使用状況などの調査(アンケート)にご協力いただきます。

設備を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めていただくようお願いします。

1 交付申請に必要な書類

オンライン申請の手順に従って、必要資料を添付により提出してください。



A 共通必要書類

すべての申請者に共通で必要な書類です。

1	交付申請書: オンライン申請の項目に従って必要事項をご記入ください。 郵送申請(紙の提出)を希望される方は、P5※1をご確認ください。 ・設備の要件(P6～8)に記載の認証等を事前にご確認ください。 ・設備の本体価格は、P5※2をご確認ください。架台等の部材や工事費は含みません。また、値引き後の実費をご記入ください。
2	添付: 最終契約書および内訳書等(①～⑦の記載があるもの)の写し ①購入者②販売者③設置場所④メーカー名⑤型式⑥数量⑦金額
3	添付: 対象設備カタログ等の型式・仕様等の掲載ページ 太陽光発電システムで JET 以外の認証を受けている場合は、その認証がわかるページ

B 対象設備によって必要となる書類

「家庭用燃料電池システム」「LED照明」の申請に必要な書類です。

対象設備	添付書類
家庭用燃料電池システム	添付: 家庭用燃料電池<エネファーム>によるCO2削減事業参加表明届(書式は区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。) ・Excel 添付で提出してください。添付のコピーを、申請者と施工業者の両方で保管してください。
分譲マンション共用部LED照明	添付: 新旧対照表 LED(新)と蛍光灯(旧)それぞれの型番、消費電力及び1日当たりの点灯時間(取替えた工事箇所すべて)

C 申請者区分によって必要になる書類

分譲マンション管理組合の方のみ必要

申請者区分	添付書類
分譲マンション 管理組合	添付:共用部分に係る公共料金の請求書又は領収書の写し 助成対象設備等を設置する集合住宅の住所、集合住宅名 (管理組合名)、発行者名の記載があるもの
	添付:管理規約の写し 表紙、共用部分の定義と範囲が分かる部分、物件名、所在地、建物概要
	添付:現在の管理者又は管理組合理事長が選定されたことを証 す書類(区分所有法に基づくもの)
	添付:助成対象設備の設置に係る決議書又はこれに代わるもの (区分所有法に基づくもの)

～ 申請に関するご注意 ～

必要に応じてその他の書類を提出していただくことがあります。

※1 郵送申請(紙の提出)を希望される方は、区公式ウェブサイトから、交付申請書(個人用又は分譲マンション用)をダウンロードしてください。本表紙に QR コード等を掲載しています。

提出書類の控えを保管してください。(区から問合せ確認をお願いする場合があります。)

原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、区は責任を負いかねます。)

同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに書類を分けて入れてください。

※2 助成対象設備の目黒区が指定する本体価格には、設置工事費や設備の付属部品等の購入額は含みません。
また、値引き後の購入価格を指します。下記を参照してください。

- ①太陽光発電システム:太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの購入価格を指す。
- ②家庭用蓄電システム:蓄電池ユニット、パワーコンディショナーの購入価格を指す。
- ③家庭用燃料電池システム:燃料電池ユニット、貯湯ユニット、バックアップ熱源機等の購入価格を指す。
- ④⑤ 給湯器:ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、熱源機等の購入価格を指す。
- ⑥分譲マンション共用部LED照明工事箇所すべての照明器具の購入価格を指す。

2 各助成対象設備等の助成金額及び要件

① 太陽光発電システム

助成金額	設備の要件
1kW※当たり3万円とし 15万円を上限とする。	1 太陽電池の公称最大出力合計が1kW 以上のもの 2 財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは国際電機標準会議(IEC)の IEC EE-PV-FC 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた認証を受けたもの 3 区内の住宅に設置され、初めて系統連系されたもの又は初めて系統連系されるもの(既存のシステムの一部として増設されたものを含まない。) 4 発電した電力が、主に住居用途に供する部分(区分所有法に基づく管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む。)で使用されていること又は使用されること。

太陽電池モジュールの認証について

一般財団法人電気安全環境研究所(JET)のホームページ(<https://www.jet.or.jp/>)のトップ画面→電気製品等の認証→太陽電池モジュールの認証(JETPVm 認証)の登録リスト【JETPVm 認証(モジュール認証)登録リスト】で確認することができます。その他の認証はメーカーにお問い合わせください。

設置に関するご注意(契約前に施工業者にご確認ください)

反射光害(まぶしさや温度異常)などの防止に努め、近隣への配慮をお願いします。

(https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/revention_reflection.pdf)

※ 小数点第二位以下を切捨てとします。

(例)太陽光発電システム(3.75kW)と家庭用蓄電システムを申請する場合

・小数点第二以下を切捨てとする…3.7(kW)

・太陽光発電システムの助成金額…3.7(kW)×3(万円/kW)=11.1 11万1千円

・家庭用蓄電システムの助成金額…7万円

2つの設備の合計助成金額は11万1千円+7万円=18万1千円となります。

② 家庭用蓄電システム

助成金額	設備の要件
1件当たり、設備 本体価格の3分の 1までとし、7万 円を上限とする。	住居用途に供する部分(区分所有法に基づく管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む。)において使用する家庭用蓄電システムであって、経済産業省等が平成29年度以降に実施しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業等において、補助対象システムの指定を受けた設備である(SII 環境共創イニシアチブに登録されている)こと。

蓄電システムの SII 環境共創イニシアチブへの登録について

一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページ(<https://sii.or.jp/>)のトップ画面→ZEH・ZEH-M→特設サイト(ZEH web)→バナー(上)の「登録制度」→蓄電システム登録済製品一覧検索で確認することができます。

③ 家庭用燃料電池システム<エネファーム>

助成金額	設備の要件
1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、7万円を上限とする。	1 住居用途に供する部分(区分所有法に基づく管理者又は管理組合法人の申請にあつては、共用部分を含む。)において使用する家庭用燃料電池システムであること。 2 1 台当たりの発電能力が定格運転時に 0.3kW から 1.5kW までの間であること。 3 貯湯タンクを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 4 日本工業規格 JISC8823 又は JISC8841 評価に基づく計測を行い、定格運転時の低位発熱量基準の総合効率が 80%以上であること。<u>エネファームの安全性・信頼性並びに性能を確認するため一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の機器リストに登録されていること</u>

エネファームの FCA 機器登録リストについて

一般社団法人燃料電池普及促進協会(Fuel Cell Association 略称 FCA)のホームページ(<http://fca-enefarm.org/>)のトップ画面→機器登録(エネファームの機器登録)→機器登録リストで確認することができます。

設置に関するご注意(契約前に施工業者に確認してください)

運転音による騒音被害防止のため、可能な範囲で最適な据付け場所を選定してください。

家庭用燃料電池システムの据付けガイドブック:(https://fccj.jp/pdf/28_cog.pdf)

④ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器<エコキュート>

助成金額	設備の要件
1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、5万円を上限とする。	住居用途に供する部分(区分所有法に基づく管理者又は管理組合法人の申請にあつては、共用部分を含む。)において使用する給湯器であつて、日本工業規格 JIS C9220 評価に基づく性能が年間給湯保温効率3.0以上であること。

設置に関するご注意(契約前に施工業者に確認してください)

運転音による騒音被害防止のため、可能な範囲で最適な据付け場所を選定してください。

家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック:

(https://www.jraia.or.jp/books/pdf/ecoQ_guidebook.pdf)

⑤ ハイブリッド給湯器(ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型)

助成金額	設備の要件
1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、5万円を上限とする。	住居用途に供する部分(区分所有法に基づく管理者又は管理組合法人の申請にあっては、共用部分を含む。)において使用する給湯器であって、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)で、年間給湯効率が108%以上のものの。

設置に関するご注意(契約前に施工業者に確認してください)

運転音による騒音被害防止のため、可能な範囲で最適な据付け場所を選定してください。

家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック:

(https://www.jraia.or.jp/books/pdf/ecoQ_guidebook.pdf)

⑥ マンション共用部LED照明

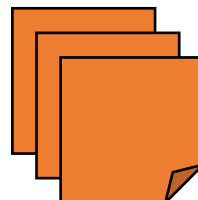
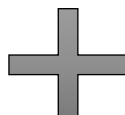
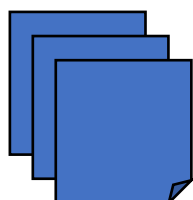
助成金額	設備の要件
1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、10万円を上限とする。	1 直管型LEDランプについては次に掲げる設備であること。 (1) 固有消費エネルギー効率が60lm/W以上であること。 (2) 定格寿命が4万時間以上であること。 (3) LED照明を使用した機器以外の照明機器から未使用のLED照明機器への切替工事であること。 ただし、次のものは対象外とする。 ア LED照明機器からLED照明機器への交換 イ 既設照明機器にそのままLEDランプを装着すること。 ウ 既設の照明機器を改造する工事 エ リース品を使用した切替工事 2 直管型以外のLEDランプについては次に掲げる設備であること。 (1) 定格光束が600lm以上2,200lm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30lm/W以上、定格光束が2,200lm以上の場合は60lm/W以上であること。(定格光束が600lm未満の場合は全て対象) (2) 定格寿命が3万時間以上であること。 3 LED誘導灯については次に掲げる設備であること。 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱のLED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること。 4 LED非常灯 一般社団法人日本照明工業会の自主評定制度におけるJIL評定品であること。

3 設置報告に必要な書類(提出は「助成金交付予定通知書」受領後1か月以内)

オンライン報告の手順に従って、必要資料を添付により提出してください。

A 共通必要書類
(P. 9)

B 対象設備によって
必要となる書類 (P. 10、P. 11)



A 共通必要書類

すべての申請者に共通で必要な書類です。

1	設置報告書と請求書兼口座振替依頼書: オンライン報告の項目に従って必要事項をご記入ください。 郵送報告(紙の提出)を希望される方は、下記※1をご確認ください。
2	添付:同意書(書式は区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。) 区民個人の申請で(マンション管理組合の申請は除く)、 申請者と住宅所有者が異なる場合は提出してください。※2
3	添付:申請者が当該設備の購入費を支払ったことが確認できる領収書の写し

※1 郵送報告(紙の提出)を希望される方へ、設置報告書と請求書兼口座振替依頼書の書式をお送りします。目黒区環境保全課温暖化対策係までご連絡ください。

※2 申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての同意書。申請者以外にも住宅所有者がいる場合(共有名義等)は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書。

B 対象設備によって必要となる書類

すべての申請者が設備別に必要な書類です。

① 太陽光発電システム

添付書類	
1	発電システムの設置完了後の写真 ※1 ※1 太陽電池モジュールが設置された(1)「建物の全景写真」及び(2)「モジュール枚数の確認できる写真」
2	太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を記載した資料 ※2 ※2 出力対比表
3	発電システムの設置計画図面の写し
4	電力会社に電力受給を申し込んだ際の「電力受給契約申込書等(低圧:再生可能エネルギー発電設備用)」のお客様控えの写し又は「接続契約のご案内」の写し
5	設置したシステムの保証書(設備引渡し日等の記載があるもの)の写し又は東京電力パワーグリッド株式会社のホームページから確認できる購入実績お知らせサービスの「購入電力量のお知らせ」(買取起算日の記載があるもの)の写し

② 家庭用蓄電システム

添付書類	
1	当該助成対象設備の(1)設置後の設備全体が確認できる写真及び(2)品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
2	設置したシステムの保証書(設備引渡し日等の記載があるもの)の写し

③ 家庭用燃料電池システム<エネファーム>

添付書類	
1	当該助成対象設備の(1)設置後の設備全体が確認できる写真及び(2)燃料電池ユニット(3)貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
2	設置したシステムの保証書(設備お引渡し日等の記載があるもの)の写し

- ④ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器<エコキュート>、
 ⑤ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)

添付書類	
1	当該助成対象設備の(1)設置後の設備全体が確認できる写真及び(2)ヒートポンプユニット(3)貯湯ユニットの品名番号・製造番号が明確に読み取れる写真
2	設置したシステムの保証書(設備引渡し日等の記載があるもの)の写し

⑥ マンション共用部LED照明

添付書類	
1	設置証明書(販売・設置事業者が作成したもの) (書式は区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。)
2	当該助成対象設備の設置状態を示す写真(工事したすべてのLEDランプの種類が確認できる写真で、写真のLEDランプ1つ1つに番号をつけたもの)
3	当該助成対象設備を設置した場所がわかる図面(工事したすべてのLEDランプ1つ1つに 2 の写真と同じ番号をつけたもの)

4 よくあるご質問(Q&A)

申請について

Q.1 申請受付期間はいつまでですか。

A.1 **令和7年6月1日から令和8年1月9日まで**です。ただし予算がなくなり次第終了となります。

Q.2 申請はオンライン申請のみですか。

A.2 郵送申請(紙の提出)も受け付けています。詳細は本手引きの P5※1をご覧ください。

Q.3 過去にこの助成制度で助成金を受けましたが、もう一度申請はできますか。

A.3 過去にこの助成制度で助成金を交付された方でも、助成を受けた設備と別の設備を新たに設置した場合は申請できます。(例:前回は太陽光発電システムを申請し、今回は家庭用燃料電池システムを設置する場合は申請可。)

Q.4 申請は設置前ですか、設置後ですか。

A.4 今年度(令和7年度)から設置後の申請となります。**令和7年1月1日から令和8年1月9日まで**に設置引渡しが完了した設備が対象です。

Q.5 設備本体価格とはどのような価格ですか。

A.5 設置工事費や設備の付属部品等の購入額を含まない金額であり、かつ、値引き後の購入価格を指します。詳細は本手引きの P5※2を参照してください。

設置報告について

Q.6 オンライン報告で記入する受付番号はどうやって確認できますか。

A.6 区役所から申請者宛てに郵送された「助成金交付予定通知書」の左上に記載されています。

Q.7 郵送申請(紙の提出)でしたが、設置報告はオンラインですることはできますか。

A.7 郵送申請(紙の提出)された方もオンライン報告できます。詳細は区役所から申請者宛てに郵送された『「設置報告書類」提出のご案内』をご覧ください。

Q.8 設備を設置した住宅(または土地)が家族と共同所有の場合、同意書は必要ですか。

A.8 申請者とそのご家族で共同所有の場合でも、同意書が必要になります。

その他

Q.9 国や東京都の助成も併用して受けることはできますか。

A.9 目黒区の助成は、国や都の補助金との併用は可能ですが、補助金額の合計が、設置費(対象設備および部品等の機器費、工事費等)を上回る場合は、区への申請はできません。

併用する場合は、念のため各申請先でも併用できるかどうかをご確認ください。また、併用できる場合でも、助成の手続きや助成金交付の対象・条件は異なりますので、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

Q.10 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか。

A.10 設置報告書を提出していただいた後、必要に応じて現地調査を行う場合があります。基本的に立会いは不要ですが、設備の設置状況が外からでは確認できない等の場合は、立会いが必要になる場合もあります。その場合は、日程調整等について目黒区環境保全課からご連絡させていただきます。

Q.11 P.3 に「調査(アンケート)にご協力いただきます」とあるが、どのような内容のものですか。

A.11 設備を設置した理由や、設置の時期(新築時・改築時等)、電気及びガス使用量の変化を調査項目として予定しています。アンケート調査は、助成を受けられた年度の翌年度の7月頃に行う予定です。

Q.12 助成金は所得税の課税対象ですか。

A.12 所得税法上の一時所得として課税対象です。ただし、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

詳しくは、税務署におたずねください。目黒税務署 03-3711-6251

太陽光発電システムについて

Q.13 賃貸マンション(アパート)で使用するために太陽光発電システムを設置する場合は助成の対象になりますか。

A.13 賃貸マンション(アパート)のオーナーの方が、当該賃貸マンション(アパート)に**自ら居住する場合に、設備を設置し使用するときは、助成対象**になります。(他の助成対象設備についても同様)

Q.14 二世帯住宅で、太陽光発電システムを設置しましたが、両方の世帯で助成の対象になりますか。

A.14 それぞれの世帯で太陽光発電システムの設置を契約しており(領収書等の名義も別々)、住民票上の世帯も別世帯で、それぞれの居住場所で使用している場合は、両方の世帯が助成対象となります。(他の助成対象設備についても同様)

どちらかの世帯が二世帯分の設備を購入・設置した場合は、購入した世帯のみ助成対象となり、もう一方の世帯は助成対象外となります。

マンション共用部 LED 照明について

Q.15 賃貸マンション(アパート)の共用部の照明を LED に交換した場合、助成の対象になりますか。

A.15 **助成対象外**です。マンション共用部 LED 照明の申請ができる方は、建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)に定める分譲住宅等の管理者又は管理組合法人です。

Q.16 報告時に必要な LED 照明設置後の写真について、設置した全ての LED 照明の写真が必要ですか。

A.16 設置した LED 照明の種類ごとに各 1 枚の写真を提出してください。例えば、10 種類の LED 照明を合計 100 個設置した場合は、100 箇所分の写真ではなく、10 種類分(種類ごとに 1 枚程度で可)の写真で結構です。

エコ住宅(東京ゼロエミ住宅及び戸建住宅 ZEH 化等支援事業)について

Q.17 対象期間と手続き内容は何で確認できますか。

A.17 別紙「目黒区エコ住宅助成のご案内」をご覧ください。

なお、目黒区エコ住宅助成は、令和7年度の受付件数を上限 25 件とし、令和8年度(上限25件)をもって終了する予定です。